

# 〈マリンダイビング クラブ会員会則〉

## 第1条(目的、管理運営)

1. 「マリンダイビング クラブ」とは株式会社水中造形センターが運営し、読者に月刊「マリンダイビング」やイベントを通して幅広く有意義なダイビングライフを更に楽しんでもらうことを目的として設立したクラブのことである。
2. 本クラブは株式会社水中造形センターが管理運営し、事務局を東京都千代田区平河町2-10-1株式会社水中造形センター内に置く。以下「マリンダイビング クラブ」事務局または事務局とする。

## 第2条(名称)

2. 本クラブは「マリンダイビング クラブ」と称する。英文では「Marine Diving Club」と表記する。略称は「MD Club」とする。

## 第3条(会員)

1. 会員とは月刊マリンダイビングの読者およびダイビングの愛好家で、本会則を承認の上「マリンダイビング クラブ」事務局に入会を申し込み同事務局が入会を認め、かつ同事務局所定の会費を納めた方をいう。
2. 会員は個人会員のみとし、法人または団体としての入会は認めないものとする。
3. 会員は日本国内に居住、または事務局からの発送物の受け取り先および連絡先を持っている方に限るものとする。

## 第4条(入会、会費)

1. 本クラブに入会を希望する方は指定の申し込み用紙に記入の上、「マリンダイビング クラブ」事務局まで郵送またはFAXで送付し、年会費を所定の方法で払い込むものとする。
2. 前項の手続きは事務局が定めた日までに行うこととする。
3. 年会費は¥12,000とする。
4. 年会費は現会員に予告なく変更することがある。但し現会員が申し込み時に支払った年会費については有効期間内は現行のままとする。
5. 会員の有効期間は1年とする。また1年ごとに更新の手続きと年会費の納入が必要になる。但し、キャンペーン等で有効期間が1年を超える場合もある。

## 第5条(会員証の貸与)

1. 「マリンダイビング クラブ」は会員に対し、「マリンダイビング クラブ」会員証を貸与する。
2. 会員証は会員のみが利用できるものとし、他人に譲渡、貸与等を行うことはできない。

## 第6条(会員証の有効期間)

会員証の有効期間は1年間とする。また更新の手続きを行なうことにより有効期間は1年間延長される。

## 第7条(会員証の紛失、盗難)

1. 会員が会員証を紛失、または盗難にあった場合には、速やかに「マリンダイビング クラブ」事務局に連絡すること。
2. 会員証を紛失または盗難され、不正使用された場合「マリンダイビング クラブ」事務局は一切責任を負わないものとする。

### 第8条(会員証の再発行)

会員証は原則として再発行はされないものとする。但し会員証の紛失、盗難、滅失、破損等で使用不能となった場合は所定の手続きを行い「マリンダイビング クラブ」事務局が必要と認めた場合に限り再発行されるものとする。但し再発行手数料は会員負担とする。

### 第9条(届出事項の変更)

1. 会員の氏名、住所、電話番号、メールアドレス等に変更があった場合は、所定の方法で速やかに「マリンダイビング クラブ」事務局に届け出るものとする。
2. 前項の届出が無いために、「マリンダイビング クラブ」からの通知または送付書類その他のものが延着、または到着しなかった場合でも「マリンダイビング クラブ」は一切の責任を負わないものとする。

### 第10条(退会または会費の返金)

1. 退会を希望する会員は事務局にその旨を申し出ることができる。その場合は速やかに「マリンダイビング クラブ」事務局に連絡し、所定の手続きを行うことで退会とする。
2. 途中退会時の会費の返金については、退会申出の翌月から会員期間終了月までの月割相当分が返金となる。  
但し、返金にとまなう事務手数料(1,500円+税)と送金手数料(実費)は会員負担とする。

### 第11条(会員資格の停止)

会員が本会則に違反した場合、または「マリンダイビング クラブ」事務局が会員として不適格であると判断した場合、その他「マリンダイビング クラブ」事務局が必要と認めた場合は会員資格を停止することができる。

### 第12条(活動の制限)

会員が事務局主催以外のイベント等を「マリンダイビング クラブ」名を利用して主催することはできない。

### 第13条(会則の変更)

本会則は「マリンダイビング クラブ」事務局により会員に予告なしに変更することができる。

### 第14条(会員の個人情報の取り扱い)

1. 「マリンダイビング クラブ」は会員の個人情報の取り扱いについて法令その他の規範を厳守し継続的に見直し、改善することとする。
2. 入手した会員の個人情報は「マリンダイビング クラブ」の運営、または株式会社水中造形センターからのお知らせやアンケート収集のために使用することとする。
3. 前項を目的として郵送・配送・メール配信会社に委託する際以外に第三者に情報を開示することはないものとする。

### 第15条(解散)

「マリンダイビング クラブ」事務局の判断で「マリンダイビング クラブ」を解散することができる。

### 第16条(同意)

「マリンダイビング クラブ」に入会された方は「マリンダイビング クラブ」の全ての会則に同意したものとする。

### 第17条

本会則は2006年6月1日制定  
2009年12月1日一部訂正  
2012年4月1日一部訂正  
2014年4月1日一部訂正  
2014年10月1日一部訂正  
2015年7月1日一部訂正